

11 令和元年房総半島台風及び令和元年東日本台風等からの復旧・復興に向けた支援等について

令和元年9月に関東地方を直撃した令和元年房総半島台風は、暴風による住宅の損壊や大規模停電など住民生活に大きな支障をもたらした。

また、10月12日から13日にかけて、強い勢力を維持して上陸した令和元年東日本台風は、各地で観測史上最多の降水量となるなど、東日本全体に甚大な被害をもたらした。さらに、10月25日からの大雨も加わったことで、被害はさらに拡大した。

政府は、地方からの要望も踏まえて、「被災者の生活と生業（なりわい）の再建に向けた対策パッケージ」を11月7日に閣議決定し、広範な対策を講じているが、被災地は一連の災害で大きな被害を受けており、復旧・復興に向けては息の長い取組が必要となってくる。

また、これらの災害の課題や教訓をもとに、次なる災害への備えを進めていかなければならない。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 国による河川の一元管理

- (1) 河川整備を促進し、抜本的な治水対策を進めるとともに、洪水時の災害対応を迅速かつ的確に行うため、水系一貫管理の原則に基づき、国管理区間と県管理区間が混在する大河川のいわゆる「中抜け区間」等について、想定される被害の規模や地域の実情に応じ、国による一元管理を行うこと。
- (2) 既存ダムを活用による洪水被害の軽減を図るための検討を推進するとともに、大規模な洪水に備えた緊急時における流域全体での洪水調整を国が実施すること。

2 被災者への支援

- (1) 総務省の勧告などを踏まえ、災害救助法における応急修理制度や被災者生活再建支援制度など、被災者の住まいの確保策のあり方について、隙間のない制度となるよう、引き続き検討すること。
- (2) 災害ボランティアセンターの設置・運営、資器材の購入等の基盤整備費用、並びに運営に従事した応援職員に係る経費について、災害救助費の対象とすること。
- (3) 被災者の生活再建に伴うストレスや悩みに対応するため、精神科医、弁護士等の専門家によるワンストップ相談（総合相談会）の実施に必要な財政支援を行うこと。

3 事業者への支援

- (1) 中小企業者等への事業再建支援
 - ① 中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金(中小企業等グループ補助金)等、被災事業者の復旧・復興に向けた支援制度について、事業者の被災状況に応じて、復旧・復興が完了するまで継続して財政支援すること。
 - ② 被災した小規模事業者等の災害復旧支援のために、商工会・商工会議所等において臨時的に増嵩する経費に対する国庫補助制度を創設すること。
- (2) 観光関連産業への支援

令和元年東日本台風等に加え、例年にない雪不足や新型コロナウイルスの影響で、観光関連産業は全国的に打撃を受けており、経営が危機的な状況にあることから、これらの複合的な被害を受けている地域については、感染が一定程度収束した段階で、一層手厚い観光振興対策を行うこと。